

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年7月4日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第42号

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例

新潟市ひまわりクラブ条例（平成5年新潟市条例第23号）の一部を次のように改正する。

条例別表中央区の項中「新潟市中央区文京町15番4号」を「新潟市中央区有明台4番1号」に改め、同表江南区の項中「新潟市江南区天野2丁目7番2号」を「新潟市江南区天野2丁目8番2号」に改める。

附 則

この条例中別表中央区の項の改正規定は公布の日から、同表江南区の項の改正規定は公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。